

令和2年度福島県ハイテクプラザWebページ広告募集要項

福島県ハイテクプラザWebページ広告について、次のとおり募集する。

1 広告媒体等

広告媒体、広告スペース等については、次のとおりとする。

(1) 広告媒体

福島県ハイテクプラザWebページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/hightech/index-pc.html>

(アクセス数：約 14,000 件/月 (広告掲載ページ))

(2) 広告の規格等

ア 規格 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル

イ 形式 GIF (アニメーション不可) 又は JPEG

ウ データ容量 8kB 以下

エ 画像の ALT 属性テキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除く全半角問わず 25 文字以内

(3) 広告の掲載位置、掲載方法及び枠数

ア 広告の位置及び掲載方法

福島県ハイテクプラザWebページ内各ページの右上部

イ 枠数 3 枠

(4) 広告掲載の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。ただし、1か月単位の申し込みも可とする。

2 応募資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。

(2) 県の入札参加制限措置を受けていない者であること。

(3) 福島県広告掲載基準(平成24年6月26日付け24文第1529号総務部長通知)の規定に基づき掲載基準を満たす業種又は事業者であること。

3 応募手続

(1) 募集要項等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

予定した枠が埋まるまで配布する。ただし、窓口配布の場合は土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 配布場所

(ア) 窓口配布

福島県ハイテクプラザ 企画連携部産学連携科(郡山市待池台1丁目12番地)

(イ) 福島県ハイテクプラザWebページからダウンロード

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/hightech/news/news-274.html>

(2) 申込書等の提出期間及び提出場所等

ア 提出期間

令和2年3月13日(金)から令和2年3月25日(水)(土・日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

または、掲載希望日の7日前まで(土・日曜日及び祝日は除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出場所

福島県ハイテクプラザ 企画連携部産学連携科(郡山市待池台1丁目12番地)

ウ 提出書類

(ア) 福島県ハイテクプラザWebページへの広告掲載申込書

(イ) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

(3) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア 応募資格のない者が応募したとき。

イ 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる応募をしたとき。

ウ 申込書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい応募又は金額を訂正した応募をしたとき。

エ その他応募に関する条件に違反したとき。

4 広告掲載料

広告掲載申込書に記載する申込額は、月額5,000円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。掲載希望月数が複数月となる場合は、すべての月額を同額とする。

5 広告主の決定

(1) 決定方法

3(2)に定める期間中に提出された広告の内容等を審査し、広告掲載の可否を決定し、広告主の決定を行う。

① 第一順位 申込金額の総額が高額な者

② 第二順位 福島県内に本店登記がある者

③ 第三順位 福島県内に支店または営業所がある者

④ 第四順位 前三号以外の者

(2) 結果の通知

応募者に対して、文書で通知する。

(3) 契約の締結

広告主の決定後、遅滞なく契約書を取り交わすものとするが、契約書の作成を省略する場合もある。

6 その他

(1) 応募者は、この募集要項、福島県広告事業基本要綱、福島県広告掲載基準、福島県ホームページ広告事業実施要領等を熟読の上で応募すること。

(2) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

7 問い合わせ先

〒963-0297 郡山市待池台1丁目12番地

福島県ハイテクプラザ 企画連携部産学連携科

電 話 024-959-1741

F A X 024-959-1761

E-mail hightech-renkei@pref.fukushima.lg.jp